

国自整第63号の3
令和3年6月15日

(公社)日本バス協会理事長 殿

国土交通省自動車局整備課長

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種のための
一時的な車両の改造に係る取扱いの一部改正について

新型コロナウイルスワクチン(以下「新型コロナワクチン」という。)接種のための一時的な車両の改造に係る取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種のための一時的な車両の改造に係る取扱いについて」(令和3年4月9日付国自整第8号の3)(以下「ワクチン接種用バス通達」という。)のとおり通知しているところですが、今般、ワクチン接種事務の主体となる職域接種を実施する企業等(以下「企業等」という。)からも、新型コロナワクチン接種会場として貸切バス活用の要望がなされているところです。

については、貸切バス事業者が企業等と契約を締結し、同事業者が使用し、同事業者により保安基準適合性の確保を含めた安全管理が行われる事業用自動車においても、ワクチン接種用バス通達の対象とすることについて、別添のとおり地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あてに通知したので、貴会においても了知頂くとともに、貴会会員事業者に対して、周知及び協力を依頼して頂くようお願いいたします。

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿

沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局整備課長（公印省略）

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種のための
一時的な車両の改造に係る取扱いの一部改正について

新型コロナウイルスワクチン（以下「新型コロナワクチン」という。）接種のための一時的な車両の改造に係る取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種のための一時的な車両の改造に係る取扱いについて」（令和3年4月9日付国自整第8号）（以下「ワクチン接種用バス通達」という。）のとおり通知しているところであるが、今般、ワクチン接種事務の主体となる職域接種を実施する企業等（以下「企業等」という。）からも、新型コロナワクチン接種会場として貸切バス活用の要望がなされているところである。

については、貸切バス事業者が企業等と契約を締結し、同事業者が使用し、同事業者により保安基準適合性の確保を含めた安全管理が行われる事業用自動車であって、下記に該当するものは、ワクチン接種用バス通達の対象として運用することとしたので、その旨了知されたい。

記

1. 対象自動車

旅客自動車運送事業用自動車（乗車定員11人以上の自動車）であって、自治体や企業等とワクチン接種会場として使用することが契約された特定の自動車に限る。

2 . 変更内容

1 . に掲げる対象自動車に備えられた一部の座席を取り外す等の仕様の変更を行うもの。

3 . 貸切バス事業者の遵守事項

(1) 座席の取り外し等の仕様の変更及び復元については、資格や知識を持った整備事業者等において、適切に作業を実施すること。

(2) ワクチン接種会場としての使用終了後は、貸切バス事業者の責任のもと確実に元の状態に復元すること。

なお、法第 67 条に規定する自動車検査証の記載事項の変更及び構造等変更検査を受ける場合には、この限りでない。